

法の目的等

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

- ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等
- ホームレスの自立への努力、国の責務等
- 基本方針及び実施計画
- 実態調査 等

これまでの経緯

平成14年8月 10年間の時限立法として成立（衆議院厚生労働委員長提案）
平成24年6月 有効期限を5年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）
平成29年6月 有効期限を10年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）

平成29年の改正内容

<背景>

ホームレスの数は減少傾向であるものの、依然として約6千人のホームレスが確認されていることや、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等の状況を踏まえ、今後も引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要がある。

改正前

有効期限

平成29年8月6日まで

10年間延長

改正後

有効期限

令和9年8月6日まで

※ 公布日施行

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について

1 基本的な考え方

- 高齢化や野宿(路上)生活の長期化等の状況を踏まえた総合的かつきめ細やかな施策を実施。
- 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、就業の機会の確保及び安定した居住の場所の確保が重要。
- 地方公共団体は、ホームレス数や地域の状況に応じた施策の推進。

2 ホームレス自立支援の主な推進方策

1)就業機会の確保

- 求人開拓、求人情報の収集・提供
- 職業相談等の実施
- 試行雇用事業等による円滑な職場適用の促進
- 技能講習や職業訓練による職業能力の開発・向上
- 常用雇用による自立が困難な者に対する就労支援の実施

2)安定した居住の場所の確保

- 単身高齢者の公営住宅への優先入居等
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 保証人に係る民間保証会社等に関する情報提供
- 速やかな住居確保給付金の支給
- 地域居住支援事業や居住支援法人による支援

3)保健医療の確保

- 保健所等による健康相談、保健指導の実施
- 結核再発や薬剤耐性化の防止に向けた服薬対面指導等の実施
- 医療機関での受診機会の確保

4)生活相談・指導の実施

- 福祉事務所等を中心とした総合的な相談・指導体制の確立
- 精神保健福祉センターや保健所等と連携した心のケアの実施
- 民間団体等と連携した相談の実施と福祉事務所等へのつなぎ
- 洪水等の災害時に備えた公共施設管理者と福祉部局の連携

5)ホームレス自立支援事業等の実施

- 自立支援センターによる、健康診断・就労支援等の実施
- 個々のホームレスの状況や年齢等に応じた支援の実施
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援(地域居住支援事業等)の実施
- 民間賃貸住宅など社会資源を有効活用した支援の実施

6)緊急援助・生活保護の適用

- 個人の状況に応じた適切な保護の実施

7)ホームレスの人権の擁護

- 啓発広報活動、人権相談

8)ホームレスの自立支援を行う民間団体との連携

- 民間団体への情報提供や支援の実施
- 地方公共団体が行う施策の民間団体への委託